

令和 2 年度 新居浜市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 2 年度新居浜市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45,629 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,114,147 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		22,176,277	△19,577	22,156,700
	2. 国庫補助金	15,386,717	△19,577	15,367,140
19. 繰入金		2,177,461	△79,752	2,097,709
	1. 基金繰入金	2,177,461	△79,752	2,097,709
22. 市債		4,993,400	53,700	5,047,100
	1. 市債	4,993,400	53,700	5,047,100
歳入合計		66,159,776	△45,629	66,114,147

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出		千 円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		18,060,739	△12,000	18,048,739
	1. 総務管理費	17,099,910	△12,000	17,087,910
3. 民生費		21,492,098	40,866	21,532,964
	1. 社会福祉費	10,040,941	29,466	10,070,407
	2. 児童福祉費	9,191,958	11,400	9,203,358
5. 労働費		416,229	△3,200	413,029
	1. 労働諸費	416,229	△3,200	413,029
7. 商工費		3,091,877	△179,012	2,912,865
	1. 商工費	3,091,877	△179,012	2,912,865
8. 土木費		5,745,233	109,552	5,854,785
	1. 土木管理費	466,099	2,070	468,169
	2. 道路橋りょう費	1,085,597	55,069	1,140,666
	4. 港湾費	543,561	△28,647	514,914
	5. 都市計画費	2,812,575	81,060	2,893,635
10. 教育費		5,316,434	△1,835	5,314,599
	1. 教育総務費	1,707,792	△1,835	1,705,957
歳 出 合 計		66,159,776	△45,629	66,114,147

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者支援施設整備事業	5,466
		障がい者就労支援創出事業	40,000
	2 児童福祉費	認定こども園施設型給付事業費	1,000
		地域型保育事業費	1,900
		児童保育費	8,500
7 商工費	1 商工費	創造型研究開発支援事業費	3,980
		マイントピア別子端出場整備事業	54,728
8 土木費	2 道路橋りょう費	大島支線改良事業	55,000
		4 港湾費	港湾施設改修事業
			港湾・海岸補修事業
	5 都市計画費	公園長寿命化対策事業	30,000
10 教育費	1 教育総務費	学校教育活動継続支援事業費	30,800

第3表 繰越明許費補正
変更

千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	13,700	42,700
		上部東西線改良事業（街路）	94,162	154,162
		上部東西線改良事業（地方道）	33,992	67,174
		宇高西筋線改良事業	24,025	41,525

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
港 湾 建 設 事 業	千円 311,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	%	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 292,200	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	527,800					593,800			
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	327,800					333,200			
防 災 対 策 事 業	28,000					30,000			
計	4,993,400	—	—	—	5,047,100	—	—	—	